

専決処分の報告について

下記事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条1項及び訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会決定）により、平成28年2月23日、区長において専決処分をしたので、同条第2項に基づき報告する。

- 1 事故の発生 平成24年8月24日（金）午前11時20分頃、区立西台児童館西台学童クラブ屋上において、ドッジボールで遊んでいた児童が、水飲み場に上唇部を強打し、上顎両側中切歯側切歯を脱臼した。止血処理を行うと同時に保護者に連絡した後、日大板橋病院に救急搬送され、治療が行われた。
当該事故については、被害者から板橋区に対して平成26年6月24日東京地方裁判所に損害賠償請求が提起された。本件に対し、東京地方裁判所は和解案を提示したため、和解の決定について専決処分を行った。
- 2 損害賠償額 金800,000円
- 3 和解成立日 平成28年3月3日
- 4 和解の処理 区は、相手方に対し、解決金として80万円を支払い、今後、双方間において和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存しないことを確認した。
- 5 支払い 和解金は、予備費を充用して支払った。和解に要する和解金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補填される予定である。